

第2次防衛力整備計画をめぐる日米関係
—「赤城構想」と米国の対日外交・防衛政策—

佐久間 一修

第2次防衛力整備計画をめぐる日米関係 —「赤城構想」と米国の対日外交・防衛政策—

佐久間 一修

はじめに

1961年7月に決定された第2次防衛力整備計画（以下「2次防」）の策定過程では、当初、自主防衛路線を前面に押し出し、「相当大規模な武力侵攻に対しても、少なくとも初期の作戦を独力で遂行できる能力」を目指した「赤城構想」が策定された。だが、1960年12月に防衛庁防衛局長に就任した海原治によって、①所要経費、特に米国の対日軍事援助（MAP）への過大な期待、②陸海空自衛隊の建設方針に関する思想的な統一の欠落、③ヘリコプター空母導入といった問題が指摘され、「赤城構想」は挫折に至ってゆく¹。

また、2次防の策定過程を射程に収めた研究では、海原が過大な対日MAP期待を懸念した理由として、当該期の米国ではドル防衛問題を背景にMAPの削減が検討されており、米国からMAPに関する確約が得られていなかった点が挙げられている。しかし、これらの研究は日本の防衛政策の形成と展開に関心を寄せるものであるが故に、MAP削減をめぐる米政府内の議論や日米協議の内容は未だ詳らかではない²。

そこで本稿では、なぜ米国は「赤城構想」の財政的裏付けとなるMAPの確約を日本に与えることができなかったのかという問いを設定する。そして、MAP削減をめぐる米政府内の議論や日米協議の展開を辿りつつ、これらと「赤城構想」の策定過程を併せ観てゆくことにより、当該期の米国がMAPの確約を与えることができなかったのは、MAPをめぐる米政府内の対立により、MAPの長期的な見通しや防衛力整備目標に関する対日期待についての統一的な見解を持ち合わせていなかったためであるとの解を提示する。

1 「赤城構想」の策定とMAP打ち切り対象国をめぐる米政府内の議論

(1) 「赤城構想」における対米MAP期待

防衛庁では1958年4月から第1次防衛力整備計画（「1次防」）に続く新たな長期計画の策定が開始され、翌59年4月18日に次期計画の整備目標、人員造成計画、所要経費試算及び対米MAP期待が記載された「第2次防衛力整備計画概要」が、6月18日には1次防との関連、2次防の性格、基本戦略構想、防衛力整備の具体的方針などを含む「第2次防衛力整備計画作成の方針について」が相次いで作成され、庁内での検討に一応の区切りがつけられた。1959年7月26日、北海道を訪れていた赤城宗徳防衛庁長官によって防衛庁案の骨子、所謂「赤城構想」が記者団に語られる。その後、防衛庁では「赤城構想」に沿った細部検討が進められ、10月には公式的な防衛庁案が纏め上げられる³。

また、この時期に防衛庁防衛局が作成した文書には、防衛力整備上主として留意すべき事項として、①自衛のための防衛力であるから、戦略守勢作戦の範囲内で考えるべきである、②従って、戦略攻勢面は米軍に依存することとなるが、戦略攻境力（「原文ママ」）抑制力として戦争を防止し、また一旦生じた場合はこれを限定しうる力となるものであるから、日米間の安全保障体制を堅持する必要がある、③しかし、米軍の支援が状況に応じて浮動する可能性を補備し、また、わが作戦遂行上の自主性を保持するためには、相当大規模な武力進攻に対しても、少なくとも初期の作戦を、独力で遂行できる能力を整えることが必要であるとの考え方が記載された⁴。つまり、当時の防衛庁は、初期、即ち米軍が来援するまでの間、戦略守勢作戦を独力で遂行しうる防衛力を目指しており、その様な防衛力を持つことが作戦遂行上の自主性を保持することに繋がると考えていた。

次にMAPに関する見積であるが、9月29日付の「次期防衛力整備計画経費見積」によれば、61年度から66年度の6か年を対象とした経費総額は約1兆3500億円であり、これとは別に、総額約1950億円分のMAPが見込まれていた。なお、この額は、1957年から61年にかけてのMAPの総額である1946億円とほぼ一致

する⁵。

また、防衛庁は当初、この計画を1959年11月には国防会議での決定に持ち込みたいと考えていた⁶。しかし、国防会議に諮ろうという矢先になって大蔵省が国防会議での審議と決定を翌年度に伸ばすよう求めた。更に、自民党の一部にも安保条約改定などに絡んだ慎重論が出たことも相俟って、60年度予算の編成に先立って2次防を決定することは困難との判断が下される⁷。この時、大蔵省は2次防の決定延期を求めるに際し、防衛庁案が従来並のMAPを前提とする一方で、最近の外電では米国のMAPは縮小に向かう見通しとされていることから、米国の方針が明確に固まるまで待ったほうが得策との意見を提示するとともに、自衛隊の増強ペースを緩めるよう求めた⁸。つまり、大蔵省は「赤城構想」における対日軍事援助の不確実性に疑義を投げかけたのであった。

他方、防衛庁も「赤城構想」の策定に際し、米国からのMAPが浮動する可能性を全く考慮していなかった訳ではなかった。例えば、先に挙げた「防衛力整備計画作成上の前提的事項」には「対日軍事援助は今後も継続されようが、無償軍事援助は減少し、有償軍事援助及び技術援助の方向に進むであろう」との見通しが示されているし、この文書と同時に作成されたとみられる「防衛力整備目標」にも、MAPが変動する可能性を指摘する記述が随所に見受けられる⁹。また、59年9月末の「MAP要請計画」には米国からの取得を予定する装備や、無償援助・有償援助の別、経費分担方式による場合の日米の分担比率などが記載されている。

しかし、この「MAP要請計画」を子細に見てみると、防衛庁内では対米MAP期待についての検討が必ずしも十分に行われていなかったと思われる部分がある。まず「赤城構想」では3自衛隊の優先順位が空海陸の順とされ、これに沿う形で地対空ミサイル（以下「SAM」）と警戒管制システム（以下「BADGE」）の導入による防空能力の強化と、ヘリ空母（以下「CVH」）を基幹とした対潜掃討部隊の新設が計画された。だが、対潜掃討部隊の整備は経費面、技術面の双方において日本が独自にこれを進めるのはおよそ不可能であるにも拘わらず、CVHと対潜ヘリは「MAP要請計画」の品目からこぼれ落ちて

いる。また、この計画では、空自に関する援助は62年を境に全ての品目が経費分担方式に切り替わるかたちとなっているが、陸自と海自を見ると62年以降もMAPによる装備の取得が計画されており、終了時期についてもバラつきが見られる¹⁰。なぜ「MAP要請計画」は統一性を欠いた内容となっているのだろうか。これらの経費を積算するにあたり、防衛庁内ではどのような指針が示されていたのだろうか。

「赤城構想」における米国からの援助を算定するための指針は、1959年6月に防衛局が作成した「第2次防衛力整備計画作成の方針について（修正案）」に見ることができる。この文書では、①MAPについては既に確定しているもの、特殊なものを除くほか、原則として計画に織り込まない、②その他の主要な装備品で必要とするものは原則として半額米側負担による経費分担方式とする、③F・X、P・2Vの第2次生産を行う場合は米国の援助はないものとし、F・Xの経費分担比率は概ね日本が7割、米国が3割とする、④新造艦艇搭載武器についての米側負担は、潜水艦等が30%、その他は10%とするという算定基準が示された¹¹。だが、ここでは米国からのMAPがいつまで継続されると仮定するのかは示されていない。

また、CVHを基幹とした対潜掃討部隊については「その効率性についてさらに検討することが必要と思われるが、一応計上しておくことは差し支えないであろう。但しその編成の時期、兵力量及び入手の方法（建造かMAPか）は慎重に検討するものとする」と記載されるに留まり、取得方法及び経費についても具体的な指針は示されていなかった。しかも、この文書では「米国の対日援助については、計画完成後、費用分担方式等を含め、別途方針を検討するものとする」とされている¹²。つまり、防衛庁は内部部局を含め、計画期間中のMAPをどの様に見積もるかという課題を半ば棚上げにし、必ずしも統一的な算定基準がない状態で「MAP要請計画」を作成していたのである。

（2） MAP削減・打ち切りに関する検討の開始

一方、この時期の米国では、後の「ニクソン・ショック」に繋がる「ドル防

衛問題」が経済分野における重要な政策課題と見做され、国際収支赤字の是正に向けた対策の検討が進められていた。

1959年7月26日、米政府内では国務省によって「米国の国際収支ポジション」と題する文書が作成される。この文書では、国際収支の赤字をもたらす根本的な要因として貿易黒字の急速な縮小と巨額の対外軍事支出が挙げられ、具体的な対策案として、西欧諸国を対象とした貿易の自由化と装備品供与の有償化、在欧米軍の軍事支出削減、西欧諸国から発展途上国への長期資本の移転拡大が提示された¹³。そして、8月7日の閣僚会議において先の国務省が提示した案に沿った形で国際収支改善策が承認され、防衛分野では同盟国の防衛費を増額するための方策の検討と海外軍事支出の見直しが行われることとなった¹⁴。また、8月17日の第417回 NSC (National Security Council) 会合では、国際収支改善策の一貫としてフランスへのMAPを打ち切り、借款ベースに移行していく方針が一足先に確認されていた。そして、会合の席上、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領は更なるMAP削減・打ち切りの推進に向け、兵器の購入が可能な財政状態にある国を提示するよう財務省に求めた¹⁵。

8月17日のアイゼンハワーの指示に基づき、米政府内では「財政的に装備の購入が可能な国」の選定と、それらの国々に対するMAPの打ち切りに関する検討が開始され、この検討の成果として11月末に「経済的に発展した自由世界諸国に対するMAPに関するコミットメントについて」と題する文書 (NSC5916) が作成される。しかし、NSC5916が作成された時点では、MAP打ち切りの対象国などについての米政府内の意見は一致しておらず、「財務省・予算局案」と国務省などの意見を反映した「大勢案」が併記されていた¹⁶。そして、NSC5916の審議が行われた12月3日の第427回NSC会合では両案をめぐって財務省と国務省が対立する。

NSC5916の「財務省・予算局案」には、「財政的に装備の購入が可能な国」に対するMAPについての新たなコミットメントは行わない旨の記述がなされ、その対象としてイギリス、西ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、ベルギー・ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、日本の9か国が掲げられた。

これに対し、「大勢案」ではイギリス、西ドイツ、オーストリア、フランスが打ち切りの対象となる一方で、イタリア、ベルギー・ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、日本については、防衛費の増額や基地の提供などを引き出すための手段として援助を継続することが謳われていた¹⁷。

この対象国の違いは「財政的に装備の購入が可能な国」の選定基準によるものだった。「財務省・予算局案」では、経済規模、国際収支、予算といった経済的な指標に依拠して列挙されたものであった。これに対し、「大勢案」は経済的な指標に加え、各国の国内情勢を考慮していた¹⁸。そして、第427回NSC会合では、この違いが論点となる。

会合の冒頭、アンダーソン（Robert B. Anderson）財務長官は「財務省・予算局案」に沿った形で、各国の政府が装備の購入に必要な経費の確保に関し議会の承認を得られるかどうかといった「政治的な意思」の問題を「財政的に装備の購入が可能な国」の選定基準から切り離すよう求めるとともに、「我々はこれらの国々に装備を購入するよう求めているがねばならず、米国は他の国々が抱える政治的な困難性を吸収し続けることはできない」と述べた。これを受け、アイゼンハワーも「財務省・予算局案」が提示している内容、即ち経済的な指標に依拠した「財政的に装備の購入が可能な国」へのMAPを打ち切ることが我々の目標であるとした¹⁹。

だが、アンダーソンとアイゼンハワーの意見が完全に一致していた訳ではなかった。アイゼンハワーは国務省に関係各国との対話に向けた準備の暇を与えないままNSC5916の諸条項を確定しようとは考えておらず、寧ろ、各国に十分かつ率直な説明を行い、自身の防衛に関する本来的な責任は各国にあることを理解させなければならぬと感じていた。このためアイゼンハワーは、MAP打ち切りの目標時期を60年半ばとし、外交ルートを通じて速やかに関係国に通知する旨をNSC5961に盛り込むというアンダーソンの提案を時期尚早と判断した²⁰。

アンダーソン財務長官とのやり取りを通じてアイゼンハワーの基本的な立場が確認されたところで、議論は外交・防衛上の課題へと移っていく。ゲーツ

(Thomas S. Gates Jr.) 国防長官はMAPを打ち切り、各国に装備の購入を求めていく際に、NATO (North Atlantic Treaty Organization) の兵力目標の見直しを行うか否かについてアイゼンハワーの意向を問うた。この問いに対しアイゼンハワーは「我々の政策は最新の状況見積に立脚すべきであり、過去の計画が不可侵な存在となることを許容すべきではない」と答え、見直しが必要であるとの認識を示した²¹。

続いて、ハーター (Christian A. Herter) 国務長官は「財政的に装備の購入が可能な国への援助を控えるという目標に異論はない」と前置きした上で、「財務省と予算局が提示した文言は国務省を過度に拘束することになり兼ねない」との危惧を示すとともに、「近々開催されるNATO会合では欧州の兵力目標の見直しに関するメカニズムが議論となるであろうが、MAPの打ち切りという脅しを用いて協議を開始するのは得策ではない」と発言し、各国との交渉においては国務省に裁量を与えるよう求めた。ここで、アイゼンハワーは、現時点でMAPの打ち切りに関する確定的な決定を行う必要はないが、装備の購入が可能な国へのMAPは打ち切るという文言を究極的な目標とすることに合意すべきであると発言し、政策文書の文言や具体的な進め方に関する議論の前に、まずは原則的な政策目標について関係閣僚が合意しておくことの重要性を強調した²²。

だが、原則としての目標に異論がなくとも、外交を司る国務省の立場からすれば具体的にどの国を対象とするのか、また如何なる例外が認められるのかといった点につき、アイゼンハワーの考えを確認しない訳には行かなかった。このため、ハーターは各国の国内情勢に関する考慮についての議論を提起し、続いてディロン (Douglas C. Dillon) 経済担当国務次官が「財務省・予算局案」に反論する形で「国務・国防省案」の考え方を説明した。

ディロンはまず、経済上の指標を満たしていても装備を購入できるとは限らず、装備を購入する意思があったとしても、これを実現する政治的な能力がない国もあると論じ、MAPの打ち切りの際には各国の状況を考慮するよう求めた。更に共同防衛は同盟国の安全のみならず米国の安全に関わる問題である

点についても考慮する必要がある旨を説いた。そして、ディロンの説明を受け、アイゼンハワーは、この会合におけるNSC5916の採択は見送り、個々の国についての詳細な検討を待つという判断を下した²³。

2 新たな対日外交・防衛政策の策定

(1) NSC6008/1におけるMAP継続の論理

日本が「財政的に装備の購入が可能な国」の一つに位置づけられた第427回NSC会合の翌月、ワシントンでは新日米安保条約が調印される。そして、米政府内では1960年春ごろから対日政策の見直し検討が本格化し、同年6月11日に新たな対日政策としてNSC6008/1が採択される²⁴。

NSC6008/1では、1955年に採択されたNSC5516/1と同様、日本の経済的・政治的安定を損なうような防衛力増強圧力は控えるという方針が採られた。また、米国がその様な方針を再び選択したのは、兵站施設と軍事基地の提供を通じて太平洋地域の軍事的な強靱性に貢献しようという「基地による貢献」の論理に加え、低開発国が自由主義的な制度の枠組みの中で急速な経済成長を達成するための現実的なモデルとして日本を用いるという考え方が打ち出されたためであった²⁵。

NSC6008/1は「全般的な考慮事項」、「政策目標」、「主要な政策についての指針」という3つの大項目から構成されている。そして、「全般的な考慮事項」の第14段落と「主要な政策についての指針」の第45段落がMAPを直接的に取り上げており、その内容は以下のとおりである²⁶。

14. ...略...日本政府は自身の防衛に関する経費の分担を増大すべきであるという考えを受け入れている。...略...現時点で見込まれる日本の防衛費増は、日本に最大限の防衛努力を促す手法として経費分担方式を用いることのみによって達成しようと推定される。米国による軍事援助の段階的な削減に対する日本の反応は、削減の速度と方法次第であろう。突如として〔無償援助に関する〕確約を終了すれば...略...〔日

本は〕現在計画している〔防衛〕支出の削減に至りかねず、日本の更なる防衛力造成と自衛隊の近代化や米軍から自衛隊への日本の防衛に関する責任の移管に遅滞が生じる。仮に新たな確約を段階的に縮小し、数年に渡るかたちで援助の打ち切りを行うとしても、少なくとも向こう数年間は日本に活を入れることはできず、政治的にも逆効果となるう。(□ 内何れも筆者加筆)

45. 防衛力造成の速度及び方向性、並びに米国の軍事援助の範囲及び性質に関する日本政府との協議を継続する。日本の政治的・経済的安定を損なう圧力やその他の活動を避けつつ、日本の防衛努力の増大と防衛力の近代化を奨励する。当面の間は無償ベースでの軍事援助を継続し、これにより (a) 防衛努力の拡大を引き出し、(b) 防衛力の近代化を刺激し、(c) 日本の防衛力の発展に米国が継続的に影響を及ぼすことを可能とし、(d) 現在進展している在日米軍から自衛隊への防衛任務の継続的な移管の推進を図る。無償ベースによる日本への装備品の提供の段階的な削減及び新たなコミットメントの早期停止を図るため、大統領が可能と判断したならば速やかに、無償援助の終了に向けた協議に着手する。新たなコミットメントについては最大限可能な範囲で経費分担方式を追求する。

このNSC6008/1の第14段落と第45段落の記述は、端的に言えば、①日本政府は防衛費を増額しようとする意思は有しているが、②安保闘争などを勘案すると早急な援助の打ち切りは日本の不安定化を招きかねない、③このため、MAPの打ちきりを目指しつつも当面は援助を継続するという趣旨となっている。つまり、日本の国内情勢を勘案し、援助の継続を求めたNSC5916の「大勢案」に近い。また、日本政府は防衛費を増額すべきという考えを受け入れているとする第14段落の記述は、「防衛費増額の意味はあっても、これを実現する政治的能力に欠ける国もある」という前年12月のNSC会合のディロン国務次官の

主張と一致する。

次にNSC6008/1にはMAPの打ち切りを困難とする理由を挙げるのみならず、MAPの継続によって期待される効果が記載されている。第45段落は、MAPを通じた日本の防衛努力の促進と自衛隊の近代化は、日本の直接的な防衛に関する責任の移管に繋がると述べている。即ち、NSC6008/1では「日本が自らの防衛に関し、より大きな責任を担いうる体制を構築させるために軍事援助を行う」という前年の議論では見られなかった新たな論理を観て取ることができる。

その一方で、前年12月のNSC会合では、アンダーソン財務長官が「財政的に装備の購入が可能な国」に対する援助の速やかな打ち切りを主張し、アイゼンハワーも各国の状況を考慮する必要は認めつつも基本的な立場は「財務省・予算局案」の側にあることとしていたにも拘わらず、援助の打ち切りに関する記述は第45段落後半の対日交渉の開始時期を示す一文のみに留まり、第45段落では援助の打ち切りに関する対日交渉の開始は大統領判断となっている。また、NSC6008/1の全文を見渡しても、政策の実施に係る判断を大統領に委ねる旨を明確に記しているのは第45段落以外にない。何故NSC6008/1ではMAPの継続が前面に押し出されたのか。また、なぜ打ち切りについての対日協議の開始時期についての判断は大統領に委ねられたのだろうか。

（２）MAPをめぐる米政府内の対立

NSC6008/1は1960年5月31日の第446回NSC会合で採択された。そして、この会合では最終草案として作成されたNSC6008の中で、第45段落を含む関係省庁間の折り合いがつかなかった項目についての議論が交わされた。また、NSC6008の第45段落には、MAPの削減と打ち切りについて触れた一文につき、国務省、国防省、JCS等が提示した案（以下「国務・国防省案」）と財務省、予算局、商務省による案（以下「財務省・予算局案」）の2つの案が記載されていた²⁷。

両案の趣旨は、「国務・国防省案」がMAPを段階的に削減し、最終的な打ち切りを行うことが目標であるものの、当面数年間は達成困難とする一方、「財

務省・予算局案」はMAPの打ち切りに向けて日本との協議を速やかに開始するというものだった。なお、前述の大統領判断についての文言は「国務・国防省」案と「財務省・予算局案」何れにも含まれていない²⁸。

そして、第446回NSC会合で、ディロン国務次官は「日本国内の安保闘争に鑑みれば、MAPの打ち切りを日本に持ち掛けるのは困難」と述べるとともに、「経費分担方式による装備の提供を通じた日本の防衛能力の向上は将来的な在日米軍の削減を可能とすべく計画されており、援助を打ち切ることとなれば在日米軍の駐留が長期化し、より多くの経費を支払うことになる」と説いた²⁹。他方、このNSC会合をはじめ、対日MAPをめぐる議論で財務省や予算局がこの考え方に反論を唱えた記録は管見の限りは見あたらない。このことから、NSC6008/1の第45段落に示されている、MAPの継続を通じた「防衛責任の引き受け」の裏には、MAPによって自衛隊の近代化を進めることができれば、在日米軍の縮小による駐留経費の削減が可能となり、国際収支改善効果を得られるという筋書きがあり、この考えは米政府内でも概ね共有されていたと考えられる。

とはいえ、財政当局がMAPの継続に何ら異議を唱えなかった訳ではない。アンダーソン財務長官は、当面の継続に理解を示しながらも、「財政的に装備の購入が可能な国」を対象としたMAPの打ち切りは昨年12月以来の既定方針であり、当面の交渉開始が困難でも可能な限り速やかに対日協議を開始する旨を盛り込むべきと主張した³⁰。そして、彼の主張の背景には、交渉の早期開始に触れねば援助の打ち切りが骨抜きにされてしまうのではないかという疑念があった。

アンダーソンは会合の席上、MAAG-J（Military Assistance and Advisory Group, Japan）などのカントリー・チームは依然として日本と軍事援助についての協議を行っており、これらは原則として新たなMAPに関するコミットメントは与えないとする前年12月の決定に反するという趣旨の発言を行い、国務省や国防省の現場の活動に疑義を呈した。つまりアンダーソンは、現場レベルが援助の将来計画を策定する際に新たな援助が協議されれば、それは新た

な援助を確約したことになると考えていた。これに対し、ディロンは「カントリー・チームの活動が直ちに米国が確約を与えたことにはならず、また、我々はカントリー・チームが作成した計画に従わなければならない訳ではない」と述べ、アンダーソンに反駁した³¹。つまり、NSC6008の第45段落をめぐる論点は、当面は援助を継続するにしても、打ち切りについての対日協議の開始時期と、協議に際しカントリー・チームに与えるべき指針の2点にあった。そして、これらに解を示したのはアイゼンハワーだった。

一連の議論の中で、アイゼンハワーは第45段落の援助打ち切りに関する一文については「財務省・予算局」を基本とし、対日交渉の開始時期を大統領判断とする旨を挿入することを提案し、アンダーソンはこれを受け入れた。また、アイゼンハワーは、援助に関する将来計画の協議に際しては、相手国に公式な確約は与えぬことをカントリー・チームに徹底するよう指示した³²。

しかし、これでMAPに関する問題の全てが解決された訳ではなかった。NSC6008には、将来的なMAPの経費規模や日本の防衛力整備の見通しを示した「財政別紙 (Financial Appendix)」が付されており、ここにも「大勢案」と「財務省・予算局案」の2つが併記されていた。だが、第446回NSC会合が開催された時点では、前年12月のNSC会合で実施が決定された、各国の国内情勢などを踏まえた「財政的に装備の購入が可能な国」への援助に関する検討は未了となっており、その結果は8月に提出される予定となっていた。このため国務省は、NSC会合の開催までに財務省や予算局との折り合いがつかなければ、「財務省・予算局案」は受け入れず、8月の検討結果の提出を待って改めて議論を行うという腹積もりで会合に望んだ。そしてディロンは会合の冒頭にて、第45段落については8月に再検討を行いたいとの意向を示していた³³。つまり、NSC6008/1の第45段落は今後の経費規模や、援助を通じて日本にどのような防衛力を構築させるかといった点についての結論を先送りにするかたちで採択されていたのである。

(3) 防衛力増強に関する米国の対日期待と「赤城構想」

これまでに見てきた対日MAPの見直しに関する議論は、主にディロン國務次官とアンダーソン財務長官の間で交わされており、国防省関係者が矢面に立つことは殆どなかった。しかし、米国が期待する自衛隊の規模とMAPの関係などについての検討が全くなされていなかった訳ではなく、その内容は前述のNSC6008の「財政別紙」に示されている。

「財政別紙」には、1960年度から64年度（何れも米会計年度）の5年間を対象としたMAPの予算額（表1）と、1961年度から66年度間に予測される陸海空自衛隊の戦力構成の推移が記載されている。（表2）

表1を見ると、両案には総額において1億1700万ドルの差がある。また、年度別の推移を見ると、「大勢案」は毎年概ね9000万ドル程度の援助を継続するかたちとなっているのに対し、「財務省・予算局案」は62年度から毎年2000万ドルの割合で減額が始まっている。また、表2に示す日本の戦力推移を見ると「財務省・予算局案」は総じて「大勢案」よりも低い戦力規模が見込まれている。

次に「財務省・予算局案」に示された66年度時点における戦力構成と60年度の現有戦力を陸海空自衛隊別に比較すると、「財務省・予算局案」で見込まれる戦力構成の変化の度合いは一律ではない。具体的には、陸自は歩兵師団と歩兵旅団の総数が13個部隊（9個師団、4個旅団）から9個部隊に減少、海自の艦艇数と航空機数は概ね現状維持、空自は戦術戦闘機部隊と全天候戦闘機部隊の総数が10個飛行隊（戦術戦闘機7個飛行隊、全天候戦闘機3個飛行隊）から19個飛行隊（戦術戦闘機8個飛行隊、全天候戦闘機11個飛行隊）で約2倍の増加が見込まれている。つまり、師団の定員や陸海空自衛隊の各種装備の更新による質的变化は詳らかではないものの、数の面から見れば「財務省・予算局案」では空自の戦闘機部隊の増強に当面の軍事援助の重点が置かれている。しかも、改めて「大勢案」と「財務省・予算局案」の空自戦闘機部隊の推移を確認してみると、両者は完全に一致している。

では「大勢案」は陸海空の全ての増強を目指したものとはいえ、敢えて重点があるとすればどこだったのか。この点に関する「大勢案」の見解は、「財政

【表１：MAP予定額の比較】

	年度別援助額					総計
	FY60	FY61	FY62	FY63	FY64	
大勢案(A)	87	89	81	97	88	442
財務・予算局案(B)	87	89	70	50	30*	325
差額(A-B)	0	0	11	47	58	117

注*「財務・予算局案」で1964年度に計上されている額は訓練に関する援助のみ。
出展：NSC6008「財政別紙」を基に筆者作成。経費の単位は何れも百万ドル。

【表２：自衛隊の戦力構成の推移予測】

	現有戦力 (FY60)	戦力推移予測					
		大勢案			財務省・予算局案		
		FY61	FY64	FY66	FY61	FY64	FY66
陸上自衛隊							
歩兵師団	6	9	12	12	9	9	9
歩兵旅団	4	3	0	0	0	0	0
機械化師団	0	1	1	1	---	---	---
空挺旅団	1	1	1	1	1	1	1
SAM部隊(ナイキ)	0	0	0	1	0	0	1(-)
SAM部隊(ホーク)	0	0	0	1	0	0	1(-)
海上自衛隊							
空母	0	0	0	1	---	---	---
駆逐艦/護衛艦	37	37	34	35	37	34	34
哨戒艇/魚雷艇	18	21	25	39	21	21	21
潜水艦	2	2	6	11	2	2	2
掃海艇	52	44	53	56	44	44	44
機雷敷設艦	2	2	2	2	2	2	2
対潜哨戒機	77	87	122	134	87	87	87
ヘリコプター	2	8	29	51	8	8	8
航空自衛隊							
戦術戦闘機部隊	7	9	10	8	9	10	8
全天候戦闘機部隊	3	4	8	11	4	8	11
航空偵察部隊	0	0	1	1	---	---	---
輸送機部隊	2	0	1	2	2	2	2
SAM部隊(ナイキ)	0	0	1	2	---	---	---
SAM部隊(ホーク)	0	0	0	1	---	---	---
電子戦部隊	0	0	1	1	---	---	---

出典：NSC6008を基に筆者作成。
「財務省・予算局案」の欄のうち「---」は当該部隊等の項目がないものを示す。

別紙」の「自衛隊の将来能力」の項に示されている³⁴。

E. 自衛隊の将来能力

「大勢案」の見解

…（略）…この計画を恙なく実行することができれば、航空自衛隊は1963年度、あるいは1964年度までに、現在日本に展開している米空軍部隊が担任している防空機能を遂行できるようになるだろう。この計画により、陸海空自衛隊は初めて防衛的なミサイル兵器を受領することになる。また、この計画の実施は、現在米軍が担っている日本の防衛に関する責任の大半を、自衛隊が引き受けることを可能とするものである。

この記述は、「大勢案」も「財務省・予算局案」と同様、自衛隊の防空能力の強化に重点を置いていたことを示している。しかも、ここでは空自が一定の防空能力の保有に至る時期を63年度または64年度と見込んでおり、「財務省・予算局案」が提示したMAPの打ち切り時期とも一致する³⁵。従って、60年5月末ごろの米政府上層部では、対日軍事援助の全体像についての結論は得られていなかったものの、防空分野における責任の移管を推進するため、少なくとも63年までは戦闘機部隊の増強を中心とした軍事援助を継続するという考えは概ね共有されていたと言えよう。しかしながら、陸自と海自、そして防空能力の一部を構成するSAMに関する援助の面では、依然として2つの案には大きな隔たりがあった。続いて、これら2つの案と「赤城構想」の相違を検討する。

表3は、NSC6008の「財政別紙」の対日援助額と「赤城構想」の対米期待額を示したものである。NSC6008の「財政別紙」では65年度の援助額についての記載はないが、「財政別紙」と「赤城構想」の双方が重複する60年度から64年度までを対象として比較した場合でも、日本の期待する援助の総額は米側の援助総額を上回っている。特に「財務省・予算局案」と「赤城構想」の差額は約461億円で、「赤城構想」と「大勢案」の約40億に比して大きな差が開

【表3：米側のMAP予定額と「赤城構想」のMAP期待額】

		年度別援助額						総計①	総計②
		FY60	FY61	FY62	FY63	FY64	FY65	(FY60~64)	(FY60~65)
計画区分	大勢案(A)	313	320	291	349	316	---	1591	---
	財務・予算局案(B)	313	320	252	180	108	---	1170	---
	赤城構想(C)	289	384	324	265	369	308	1631	1947
経費差	日米差額①(A-C)	24	▲64	▲33	84	▲53	---	▲40	---
	日米差額②(B-C)	24	▲64	▲72	▲85	▲261	---	▲461	---

注：単位は何れも億円(1ドル360円で計算)

数値は何れも「約」で1000万円以下は切り捨て。このため計画区分毎の総計が一致しない場合がある。

表中「-」は史料に記載なし、または史料に記載がないため計算不可を示す。

出展：NSC6008「財政別紙」及び「次期防衛力整備計画経費見積」を基に筆者作成

いている。また、1965年度の計画額は不明ながらも、「財務省・予算局」では1964年度以降の装備品に関する援助は打ち切るとされていることから、1965年度を含んだ場合の「財務省・予算局案」と「赤城構想」の差額は表3に示される数値よりも大きいものと推定される。

次に、「財政別紙」と「赤城構想」の整備目標を併記したのが表4である。この表から読み取れるのは、「赤城構想」は「財務省・予算局案」の予測を上回っており、「大勢案」と比べても陸自と空自はほぼ同じ、海自とSAMに至っては「赤城構想」の整備目標が「大勢案」をも上回る内容となっている。特に「赤城構想」に示された海自の艦艇数は330隻で「大勢案」は185隻、SAM部隊数は「赤城構想」が16個隊で「大勢案」は5個隊と、何れも約2倍程度の差がある。

しかし、NSC6008とNSC6008/1では、何れも日本国内には防衛力整備目標や防衛費を抑制しようとする圧力が広範に存在しているとし、日本政府は防衛努力を増大する意思はあるが、これを実現する政治的能力に欠けるとされている³⁶。従って、「赤城構想」の正式な承認に至る過程や計画の実行段階において、「赤城構想」の整備目標や所要経費が下方修正される可能性も否定できない。そして、この点につき、財務省や予算局は前述した「財政別紙」の「自衛隊の将来能力」の項で次の見解を提示している³⁷。

【表4：米側の戦力推移予測と「赤城構想」の整備目標】

	戦力予測／整備目標 (USFY66/JFY65)		
	大勢案	財務省・予算局案	赤城構想
陸上自衛隊			
歩兵師団	12	9	12
歩兵旅団	0	0	0
機械化師団	1	---	1
空挺旅団	1	1	1
海上自衛隊			
艦艇	147 (空母:1)	107 (空母:---)	330 (空母:1)
航空機(ヘリ含む)	185	95	220
航空自衛隊			
戦術戦闘機部隊	8	8	7
全天候戦闘機部隊	11	11	11
航空偵察部隊	1	---	2
輸送機部隊	2	2	2
電子戦部隊	1	---	1
SAM部隊(陸/空)			
SAM部隊(ナイキ)	3	1(-)	4
SAM部隊(ホーク)	2	1(-)	8
SAM部隊(ボマーク)	---	---	4

出典：NSC6008「財政別紙」及び「昭和40年度末防衛力整備目標新旧対比表」（昭和35年7月「堂場肇文書」C7-1889）を基に筆者作成。

E. 自衛隊の将来能力

「財務省・予算局案」の見解

…（略）…万一、米国の無償軍事援助の段階的削減や打ち切りと平行して日本の防衛努力が減少すれば、極東の中ソ戦力に対峙するために必要な日本の戦闘能力の急速な低下をもたらすことになる。その様な状況になれば、日本は自衛のための極めて限定的な能力のみを保持し続け、米国は長期に渡る軍事援助を行いながら、日本に引き渡す筈だった任務を担い続けることになる。

要するに財政当局は、国務省などが提示した「当面における援助の継続は将来的な経費の削減に繋がる」という論理は、日本政府の防衛努力に向けた意思や日本の防衛費が一定（ないしは増加）することが前提であって、これらが低

下した場合、「大勢案」が提示する効果は期待できないとして「大勢案」の「責任と経費を軽減するための援助」の論理の危うさを指摘したのだった。

この様に、日本で防衛庁が「赤城構想」を立案する傍ら、1960年初夏の米政府内では、国務省や国防省などが「責任と経費を軽減するための援助」の論理をもって援助の継続を求めていた。即ち、この時期の防衛庁と米国務省や国防省の思惑は一致していた。しかし、「赤城構想」は、米国からの援助が確実に行われることを前提とし、米国務省などの「責任と経費を軽減するための援助」の論理は防衛費の増額に向けた日本政府の確たる意思が前提となっていた。そして、この相通じる2つの論理は、何れも前提条件の揺らぎに対する脆弱性を抱えていた。しかも、これらの脆弱性は奇しくも防衛に係る経費を抑制しようとする、それぞれの国の財政当局によって指摘されていたのである。

3 防衛庁の対米期待と米政府の「肩透かし」

(1) MAP削減に関する対日通知の決定

米政府内における「財政的に装備の購入が可能な国」へのMAPをめぐる議論は、1960年2月の時点でイギリス、西ドイツ、フランス、オーストリア、ルクセンブルクには新たなMAPの確約は与えないという結論に至るが、オランダ、イタリア、ポルトガル、ベルギー、日本の5か国への対応は未だ課題として残されていた。そして、同年8月1日に開催された第454回NSC会合では、これら5か国に対する軍事援助が議題となる。しかし、NSC6008/1の採択時と同様、ディロン国務次官の提案によって長期的な計画についての決定はまたしても先送りとなる。

会合の冒頭、ディロンは日本を含む5か国に対する1961年度分のMAPに関する議会の承認が得られていないため、先ずはこちらへの対応を優先して決定したいという意向を示した。そのうえで、これらの国々への援助を継続すべきとする理由を説いた。そして、この時ディロンが挙げたのが各国の経済力と「フォース・ゴール」の関係だった。彼は「これら5か国は何れも防衛費の増額を計画しており、国務省としてもより大きな防衛努力を促すべく取り組んで

いる」が「これら5か国は自国の資源ではJCSの戦力目標を達成できない」と述べた³⁸。

これに続けて、ディロンは「欧州からの兵力引き揚げと軍事援助の打ち切りはある種の競合関係にある」とし、この問題を解決するための方途として、概ね5年間を目途として経費分担方式による軍事援助を用いて現地国の戦力造成を行い、その後に兵力の引き揚げを行うことを提案した。つまり、NSC6008/1の「責任と経費を軽減するための援助」の論理は、必ずしも日本のみを対象としていた訳ではなかった。更にディロンは61年度の援助内容やその必要性を国別に説いたが、日本に関する説明では、援助を通じた防衛責任の引き受けの推進と安保騒動や反基地感情といった日本の国内情勢が挙げられ、この点はNSC6008/1と同様の内容であった³⁹。

だが、ここでもアンダーソン財務長官は、米国のドル保有量が減少する一方で日本を含む5か国は外貨準備高を増加させており、かつ、各国の防衛費が国家予算に占める割合は米国に比して低いという従来の主張を繰り返し、MAPの継続に反対した。これに加え、アンダーソンは発展途上国向けの援助が始まる一方で、西欧諸国や日本への援助を継続すれば深刻な財政赤字に直面するという趣旨の発言を経て、「我々は今年、これら国々へのMAPよりも、ポラリス、アトラスや戦略的な打撃力の造成と途上国向けの援助の方が重要であると言わねばならぬ時を迎えている、例え援助の確約を行っていたとしてもだ」と自身の決意を表した⁴⁰。

他方、従前から軍事援助を一方的に打ち切れば同盟諸国との関係に重大なダメージを与えると見ていた国務省としては、既に確約している援助をも打ち切るべしとするアンダーソンの発言を看過する訳には行かなかった。このため、ハーター国務長官は、援助を通じた装備の提供が軍事的に非常に重要である一方で、援助を打ち切っても対象国が米国製装備を購入するとは限らず、必ずしも国際収支改善効果があるとは限らないという趣旨の発言を行い、アンダーソンを牽制した⁴¹。だが、アンダーソンは「これらの国々には1961年度の軍事援助は実施できないと伝えるべきだ」と答え、MAPの速やかな打ち切りと関係国への

通知を求める立場を崩さなかった⁴²。

そして、この会合でも議論をリードしたのはアイゼンハワーだった。まず、アイゼンハワーは「各国は自国の防衛につき、より大きな努力を払うべきである」との発言により従来と同様の見解を示した。そして「無償軍事援助の件は難しい問題だ。心情的にはアンダーソン長官と同じ思いだが、現時点で確約したものを含む完全な援助の打ち切りを行うことは出来ない。」と発言し、如何にして同盟諸国との関係を損なわず、また、各国の防衛努力を引き出しながら軍事援助を打ち切るかという、外交・軍事・経済が絡み合った複雑な問題の解を導くべく関係閣僚が協力するよう促した⁴³。

この発言の後、アイゼンハワーは援助の減少に関する関係国への通知につき関係閣僚の意見を求め、グレイ補佐官が日本を含む5か国には「今後、従来規模の軍事援助の継続は困難となる見通しである」旨を伝えることを提案する。そして、アイゼンハワーはグレイの提案に同意し、議会によって軍事援助が削減された場合は、絶対的に欠かせない活動を優先し、その他については一定の比率で削減を行うよう指示した。即ち、1960年8月の第454回NSC会合では、援助の継続を求める国務省と早期打ち切りを主張する財務省の応酬が繰り返される中で、アイゼンハワーの導きによって日本に軍事援助の削減を通知することが決定されたのであった⁴⁴。そして、米国は9月の第1回日米安全保障協議委員会（SCC: Security Consultative Committee）に臨んでゆく。

（2）池田政権の発足と防衛庁の対米期待

米政府内で新たな対日政策の策定が進められていた頃、日本国内では政府・与党が1960年6月19日に予定されていたアイゼンハワー大統領の訪日までに安保条約を成立させるべく動いていた。しかし、1960年5月19日の衆議院日米安全保障条約等特別委員会における条約案の強行採決を契機に「安保闘争」は激化、6月10日にはアイゼンハワー訪日についての協議を行うために来日していたハガチー（James C. Hagerty）大統領報道官がデモ隊に包囲されて身動きが取れなくなり、米海兵隊のヘリコプターで救助されるという事態（「ハガチー

事件)」となり、アイゼンハワー訪日は延期となる。更に同月15日には国会議事堂前でデモ隊と機動隊が衝突した際に東京大学の学生であった樺美智子が圧死するという事案が生起し、安保条約批准をめぐる日本の国内情勢は混乱を極める。そして、その4日後の6月19日、新安保条約は参議院の議決なきまま自然成立に至り、当時首相の任にあった岸信介は国内を混乱に陥れた責任を取るかたちで批准書の交換が行われた6月23日に退陣の意思を表明する。これに続き、7月14日の自民党総裁選挙を経て、1960年7月19日に第1次池田（勇人）内閣が発足する。

池田政権にとっての最初の重要課題は、国内政治的には総選挙における勝利、対外的には対米関係の修復と自由主義諸国からの信頼の回復にあった。また、この2つの課題は密接に連携していた。即ち、総選挙で自民党が敗北し、「非武装中立」を党是とする社会党が政権に就けば自由陣営からの離脱を、逆に自民党の勝利は自由主義陣営への帰属の再選択を意味していた。このため、自民党は1960年9月に「民主政治の擁護」と「所得倍增計画」を柱とした「自由民主党新政策」を発表する。だが、その傍らで前年末から先送りとなっていた2次防の決定は更に遅延し、この中で「赤城構想」は次第に勢いを失っていく⁴⁵。

1960年7月24日頃の防衛庁は、1961年度を対象とした業務計画に関する陸海空幕僚監部間の一応の調整を終え、7月末を目標に防衛庁案を取りまとめたうえで8月初頭には自民党国防部会に諮る腹積もりでいた。また、新たに防衛庁長官に就任した江崎真澄防衛庁長官と防衛庁の事務当局は「自衛力を国力、国情に応じて漸増する方針は国防会議で決定した基本国策であり、今後防衛予算は所得倍增計画に盛られる国民所得の伸びや財政規模の増大に比例して増やすのが当然である」との考えに立ち、前年度予算比で300億円以上の増額を求める案を準備していた。また、防衛庁は2次計画の初年度にあたる61年度の編成作業が本格化する60年9月頃までには国防会議での決定に持ち込みたいとの考えだった⁴⁶。

しかし、政府・与党内では新政策と総選挙の絡みから、新安保条約の締結を

機に日本の再軍備を推進するとの印象を与えるような防衛力の大幅増は避けたほうがよいという空気があり、防衛庁内においても2次防の早期決定は望みえないとの見方が強まっていた。このため防衛庁は、まず61年度予算案に2次防の柱である陸自の師団改編、海自ヘリ空母の建造、空自のBADGEの導入といった新事業を盛り込むことを目指した。そして、防衛庁は9月14日、総額1856億円から成る61年度概算要求についての自民党国防部会の下承を取り付け、翌日から大蔵省との折衝を開始する⁴⁷。

また、この61年度概算要求に先立って、防衛庁は対日軍事援助の窓口である、MAAG-J長のロジャース少将（Turner C. Rodgers）宛に長官名で書簡を發出し、CVHとBADGEの導入に必要な米国の軍事援助についての公式な要請を行っていた⁴⁸。そして、防衛庁の要請を受けたMAAG-Jは、60年8月25日にその内容を太平洋軍に伝える⁴⁹。

CVHとBADGEに関する防衛庁側の意向は公式的な要請が行われる以前からMAAG-Jに伝わっており、これらの経費はMAAG-Jが作成していた1962年から66年度を対象とした軍事援助計画の中に既に織り込み済みだった⁵⁰。だが、ワシントンでは未だ62年度以降の計画の下承が得られぬ一方で、MAPについての新たな確約は行わないという決定が既になされており、MAAG-Jは防衛庁への対応についての判断を下すことが出来ない状態にあった。このため、MAAG-Jは太平洋軍司令官にあてた文書の中で、CVHとBADGEについての軍事援助の可否や、援助が可能な場合の経費規模を決定するための交渉の開始を提案したのであった。

更に、この文書には「防衛庁は米国から財政支援についての何らかの約束、或いは少なくとも現時点においては戦略的に望ましいという言葉がなければヘリ空母の建造に着手することは出来ないと考えている。確約が出来ないことは承知しているが、可能な範囲で財政支援を行う旨を太平洋軍司令官が約束できれば、〔予算要求における〕防衛庁の立場は強化されるだろう。防衛庁は61年度予算案の準備を進めており、閣僚による承認は通常12月に行われるため、防衛庁は可能な限り速やかな回答を求めている（□ 内筆者加筆）」との記載が

ある⁵¹。即ち、防衛庁は「赤城構想」の柱の一つであるヘリ空母の導入を推し進めるために、米国からの援助の確約や防衛上の必要性についての後押しを求めているのである。

では、なぜ防衛庁はこれらを米国に求めたのか。その理由として次の3つが考えられる。第1に、先に提示したとおり、「赤城構想」は「自主のための依存の論理」を内包しており、大蔵省は米国の軍事援助の不確実性を危ぶんでいた。第2に、2次防の決定が総選挙以降となれば、防衛庁は防衛力整備の前提となる防衛構想を欠き、新規事業を要求するにあたっての論拠が必ずしも明確でないまま61年度予算に係る大蔵省との折衝に臨まねばならない。第3に、大蔵省にしてみれば、ヘリ空母の様な複数年度に跨り、かつ多くの経費を必要とする事業の初年度予算を認めてしまえば、それ以降の経費も認めざるを得ず、場合によっては新政権が打ち出している「所得倍增計画」と財政面で競合してしまう。しかも、見方によっては長期計画についての政治決定がないにも拘らず、その一部を認めたと受け取られかねない。

これらを纏めれば、当時の防衛庁は2次防の決定が先送りにされ、新たな指針も示されない中で61年度予算に関する作業を行わざるを得ない状態に置かれていた。このため、防衛庁は、少なくとも庁内では一定の合意を得ていた「赤城構想」に依拠したかたちで61年度の概算要求を作成した。だが、大蔵省との折衝に臨むにあたり、防衛庁は「政治の後ろ盾」がない状態で新規事業の必要性をどの様に説明するか、そして、従前から大蔵省から指摘されていた米国からの軍事援助の不確実性の問題にどう反論するかという2つの課題を抱えていた。このため、防衛庁はこれらの課題を解決すべく、軍事援助についての確約とヘリ空母の導入に関する米国の後押しを求めたのである。更に、防衛庁には米国からこれらを引き出すべく、防衛問題についての新たな協議枠組の設置を米国に打診する。だが、この提案は第1回SCCの開催に至る道程で米側に退けられる。

(3) 第1回日米安保協議委員会の開催

米政府内でMAP削減に関する対日通知が決定された翌月、日米間でSCCが開催される。なお、SCCは1960年1月の新安保条約の調印の際に併せて交わされた「安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡」に基づいて設置されたもので、60年9月8日に開催されたSCCはその初回にあたる。また、この第1回SCCは、小坂善太郎外務大臣とマッカーサー（Douglas MacArthur II.）駐日大使の冒頭発言を経て、1月に交わされていた往復書簡に従ってSCCの構成と機能が確認され、次いで米側からは中ソ情勢、太平洋及び極東地域の全般軍事情勢と基地所要、日本側による日本の防衛についての全般状況と自衛隊の現況についての説明の後、全般的な議論が行われるという流れで進められた⁵²。そして、この一連の流れの中で今後の軍事援助に関する日米それぞれの意向が、米側はフェルト（Harry D. Felt）太平洋軍司令官、日本側は江崎防衛庁長官によって提示される。

まず、フェルト司令官は、全般軍事情勢に関する説明の際に「中ソ陣営の軍事力向上は目覚ましいものの驚異的ではなく、太平洋軍と自由諸国の力をもってすれば、今後も中ソ陣営による大規模な攻撃は抑止しうる」との見通しを示したうえで、「太平洋地域における安全を維持していく上での鍵は、即応態勢の改善にある」と説いた。これを足掛かりに、彼は「米国の巨額の軍事予算と軍事援助はその必要性の現れである」との言を経て、米国が日本の防衛上のニーズに合致した支援を行うための方策として「日本が生産できない装備の提供」と、「日本が侵攻を受けた際の第7艦隊や他の太平洋軍隷下部隊を用いた直接支援」の継続の2つを挙げた⁵³。

これに続き、フェルトは在日米軍の今後の見通しを軍種別に示した。フェルトは1950年代後半から進められていた米陸軍戦闘部隊の完全撤退や、米空軍から空自へのレーダーサイト移管などの終了後に、更なる基地や部隊の削減が行われる見込みはないと説明した。また彼は、共産陣営の侵攻を抑止するには、第7艦隊の精強さと即応性の維持が極めて重要であり、その基盤である横須賀基地や佐世保基地の必要性が損なわれることはないという趣旨の発言を行い、

改めて第7艦隊と在日米軍基地の意義を強調した⁵⁴。

他方、江崎防衛庁長官は日本の状況についての説明で、「経済力と国内情勢の許す範囲で可能な限り防衛力の強化に努める」と述べたうえで、現在策定中の2次防では、陸の13個師団体制、海の対潜戦能力及び掃海能力の強化、空はF-104戦闘機200機体制の整備完了と警戒管制システムの近代化が柱となっていると説明した。続いて彼は、これまでの対日軍事援助についての謝意を表すとともに、軍事援助の継続を希望した⁵⁵。

そして、このSCCに先立ち日本側が提案していた、軍事に関する専門的な問題、即ち今後のMAPの問題を検討するための新たな協議枠組みの設置につき、米側は次の説明を行った。

私とフェルト司令官は、軍事に関する専門的な問題を取り扱う小委員会をSCC内に設置するという日本政府の非公式な提案についての検討を行った。そして、米側はこの提案をSCCの議題としないことを要望した。米国としては、自衛隊と米軍は様々な軍事に関する専門的問題に取り組み、彼らの安全保障上の利益についての調整を行ってきた。率直に言えば、米国は現時点において特別な協議体を新たに設置する必要はないと見ている。一般原則として、米国は明確な必要性なくして新たな組織制度を設立することには必ずしも積極的ではない。米国は軍事的な問題につき、日本と緊密な関係を望んでいる。日本が提案したような新たな委員会を設置する必要があるれば、米国は強い関心を払うであろうが、率直かつ非公式に言えば、現時点で米国は其の様な必要はないと考えている⁵⁶。

このように、第1回SCCは、米政府内でMAPの削減に関する検討が行われ、日本でもMAPの動向に関心が寄せられる中で開催されたにも拘わらず、この問題が独立した議題として設定されることはなく、個々の議題の中で日米がそれぞれの意向を示すに留まった。また、日本側が防衛に関する専門的な問題を

取り扱う新たな枠組みの設置を提案する一方で、米側は日本の提案を退けた。そして、これまでに確認してきたMAP削減をめぐる米政府内の議論を踏まえると、米側が新たな協議体の設置に関する提案を退けたのは、日本が提示を求めるであろうMAPの長期的な見通しや防衛力整備目標に関する対日期待といった事項についての統一的な見解を持ち合わせておらず、また、本国からカントリー・チームに対しMAPの確約に繋がる発言を慎むようにとの指示が発出されていたことから、協議ができる状態になかったためであったと考えられる。

そして、この第1回SCCの約2か月後、後に自ら「赤城構想」を「潰した」と述懐する海原治が防衛庁防衛局長に就任し、序論において述べたMAPの不確実性をはじめとする諸問題を中心とした「総点検」を経て「赤城構想」は白紙還元に至り、2次防は「日米安全保障体制の下に、在来兵器の使用による局地戦以下の侵略に対し有効に対処しうる防衛体制の基盤を確立する」ことを念頭に置いた内容となるのである。

おわりに

最後に、これまでの議論を基に1959年末から60年半ばにかけての日米両国の状況を整理したうえで、なぜ米国は「赤城構想」の財政的裏付けとなるMAPの確約を日本に与えることができなかったのかという問いへの解を提示する。

まず、米国では1959年夏頃から防衛分野におけるドル防衛対策として、同盟国へのMAPの打ち切りに関する検討が開始された。そして、同年12月のNSC会合で、日本も原則的には「財政的に装備の購入が可能な国」、即ち防衛分野におけるドル防衛対策の対象と見做されることとなった。しかし、米政府内では対日MAPの打ち切り時期や削減ペースをめぐる国務省・国防省と財政当局の対立が生じ、両者の議論は並行線を辿り続けた。このため、1960年6月に採択されたNSC6008/1には、対日MAPの将来的な打ち切りを目標としてMAP削減を進めてゆくという方針が掲げられたものの、国防省・国務省と財政当局の溝は埋まらず、MAPの削減・打ち切りについての具体的な要領を決

するには至らず、両者の対立はその後も続いた。

他方、1959年夏から秋にかけての日本では2次防の検討が行われており、防衛庁は「相当大規模な侵攻に対しても、少なくとも初期の作戦を独力で遂行できる能力」を目指す「赤城構想」を策定した。しかし、「赤城構想」は従来通りの対日MAP額を前提としたものであったため、大蔵省は米国からの援助の不確実性を懸念し、「赤城構想」の見直しを迫った。このため、防衛庁は米国にMAPの見通しの提供を求めるとともに、新たな協議枠組の設置を提案した。だが、MAPをめぐる政府内対立を抱え、対日MAPにつき確たる見通しを持たぬ米国は、防衛庁の求めに応じることができなかった。

これらを纏めれば、当該期のMAPをめぐる日米関係は、「赤城構想」の実現に必要なMAPの見通しを求める日本と、MAPの確約に繋がるような議論を極力避けようとする米国という構図となっていた。また、当該期の米国がMAPの確約を与えることができなかったのは、MAPの長期的な見通しや防衛力整備目標に関する対日期待といった事項についての統一的な見解を持ち合わせていなかったためであった。そして、これらは後の「赤城構想」の挫折の一因となっていたのである。

注

- 1 佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、2003年、61～147頁。
- 2 同上。中島信吾『戦後日本の防衛政策「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会、2006年、69～87頁、223～248頁。
- 3 防衛庁計画官室「第2次防衛力整備計画策定経過」渡邊昭夫監修、佐道明広・平良好利・君島雄一郎編『堂場肇文書』DVD版、丸善学術情報ソリューション事業部企画開発センター、2013年、C-10-1915。防衛局「第2次防衛力整備計画作成の方針について（修正版）」1959年6月18日、『堂場肇文書』C-7-1901。中島『戦後日本の防衛政策』70～71頁。佐道『戦後日本の防衛と政治』89頁。
- 4 防衛局「第1部 防衛力整備計画作成上の前提的事項」1959年10月『堂場肇文書』C-32-1910。
- 5 「次期防衛力整備計画経費見積」1959年9月29日『堂場肇文書』C-7-1905。「国防会議議員懇談会メモ」1961年6月27日『堂場肇文書』C-19-1943。
- 6 『朝日年鑑 60年度版』200頁。佐道『戦後日本の防衛政策』89頁。
- 7 『朝日新聞』昭和34年11月4日、第1面。防衛庁計画官室「第2次防衛力整備計画策定経過」日付なし『堂場肇文書』C-10-1915。

- 8 『朝日新聞』昭和34年11月4日、第1面。
- 9 防衛局「第1部 防衛力整備計画作成上の前提的事項」。『堂場肇文書』。防衛局「第2部 防衛力整備目標」1959年10月『堂場肇文書』C-10-1916。
- 10 「MAP要請計画」『堂場肇文書』C-7-1906。
- 11 防衛局「第2次防衛力整備計画作成の方針について（修正案）」1956年6月18日、『堂場肇文書』C-7-1901。
- 12 同上。
- 13 “International Payments Position of the United States”, July 24, 1959, *Declassified Documents Reference System (hereafter ‘DDRS’)*, CK3100438106.
- 14 “Record of Action on Items Presented at the Cabinet Meeting”, August 19, 1959, *Foreign Relations of the United States (hereafter ‘FRUS’)*, 1958-60, Vol.IV, pp53-55.
- 15 “Memorandum of Discussion at the 417th Meeting of the National Security Council”, August 18, 1959, *FRUS, 1958-60, Vol.VII*, p243-253.
- 16 “Statement of Policy on Commitments for Grant Military Assistance to Certain Free World Nations with Well-Developed Countries (NSC5916) ”, 24 November, 1959, *DDRS*, CK3100320938.
- 17 Ibid.
- 18 “Memorandum of Discussion at the 427th Meeting of the National Security Council”, December 3, 1959, *FRUS, 1958-1960, Vol.IV*, pp.472-482.
- 19 Ibid.
- 20 Ibid.
- 21 Ibid
- 22 Ibid.
- 23 Ibid
- 24 中島『戦後日本の防衛政策』136頁。
- 25 同上、137～142頁。中島は地域的な安全保障枠組みへの参加ではなく、兵站施設や基地の提供を通じた貢献を「軍事力によらない軍事的貢献」と表現している。
- 26 “United States Policy toward Japan”, June 11, 1960, *FRUS, 1958-1960, Volume XVIII*, pp.335-349.
- 27 “Editorial Note”, *FRUS, 1958-1960, Volume XVIII*, pp.310-312.
- 28 Ibid.
- 29 “Memorandum of Discussion at the 446th Meeting of the National Security Council”, May 31, 1960, *FRUS, 1958-1960, Volume XVIII*, pp.314-324.
- 30 Ibid. この会合で、アンダーソンは日本がMAP打ち切りの対象国に該当する理由として、防衛費の低さや日本が保有するドル資産（流動性ベース）の量を挙げている。
- 31 Ibid
- 32 Ibid.
- 33 Ibid.
- 34 石井修、小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料1953-61年 第11巻』柏書房、2000年5月、330～337頁。
- 35 同上。
- 36 “United States Policy toward Japan”, June 11, 1960, *FRUS, 1958-1960, Volume XVIII*, pp.335-349.
- 37 石井修、小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料1953-61年 第11巻』330～337頁。

- 38 “Memorandum of Discussion at the 454th Meeting of the National Security Council”, August 1, 1960, *FRUS, 1958-60, Volume IV*, pp.504-512.
- 39 Ibid.
- 40 Ibid.
- 41 Ibid.
- 42 Ibid.
- 43 Ibid.
- 44 Ibid.
- 45 吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』14~18頁。
- 46 『朝日新聞』昭和35年7月24日。『朝日新聞』昭和35年8月1日。『朝日新聞』昭和35年8月10日。
- 47 同上。
- 48 “Request for Military Assistance from JDA”, 25 August, 1960, *Documents of the Joint Chiefs of Staff of the United States 1953-61, Vol.II*, pp62-63.
- 49 Ibid.
- 50 この防衛庁による公式要請以前のヘリ空母導入に関する日米間の調整については、植村秀樹「米国の対日軍事援助と防衛力整備―ヘリ空母計画を事例として―」（『軍事史学』第36巻第2号、錦正社、2000年9月、51~64頁）に詳しい。
- 51 “Request for Military Assistance from JDA”, 25 August, 1960, *Documents of the Joint Chiefs of Staff of the United States 1953-61, Vol.II*, pp62-63.
- 52 “First Meeting of Security Consultative Committee”, September 12, 1960, *Digital National Security Archive*, JU00076.
- 53 Ibid.
- 54 Ibid.
- 55 Ibid.
- 56 Ibid.

[付記]

本稿は拙稿「ドル防衛問題と日米同盟―経済と防衛の相克」（防衛大学校総合安全保障研究科後期課程卒業論文、2016年）の一部に加筆、修正を加えたものである。当該論文執筆にあたり、ご指導頂きました武田康裕先生（防衛大学校国際関係学科教授）、高橋和宏先生（防衛大学校人間文化学科准教授（当時）、中島信吾先生（防衛研究所安全保障政策史室主任研究官）に記して感謝申し上げます。